

保育園での薬の取り扱いについて

本来、お子さまへの与薬は保護者により行われるものです。医師の処方上やむを得ない場合に、保護者の依頼に基づき保護者の責任のもとに、職員が保護者に代わって与薬を行います。

つきましては、与薬が必要となった場合、下記の点についてご承諾の上、必要書類の提出をお願い致します。

万全を期するため、下記の事項を厳守ください。

1. やむを得ず保育時間中に与薬する必要がある場合についてのみ、受けます。

受診時に、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え頂き、与薬指示書を主治医様におみせください。

そして、できるだけご家庭で与薬できるように相談してください。

2. 与薬を依頼される薬は、

お子さんを診療した医師が処方した、処方期間内の薬のみとし、市販薬やそれ以前に処方された薬はお受けできません。

3. 持参するくすりについて...

- ① 薬は必ず医師の「与薬指示書」と、保護者の「与薬依頼書」を登園時に薬と一緒に直接職員に手渡して下さい。

文書の添付がない場合や記入漏れがある場合はお受けできません。

- ② 使用する薬は、内服薬は当日 1 回分のみとし、内服薬以外は朝お預かりし、お帰りの時にお返しします。

- ③ 薬袋や容器には必ずお子さんの名前、クラス名、与薬時間（食前・食後・〇時）を記入して下さい。

4. 慢性疾患等のくすりについて...

- ① 薬剤や薬量等に変更があった際は随時、また変更が無い場合も年に一度、「与薬指示書」「与薬依頼書」を提出していただきます。

